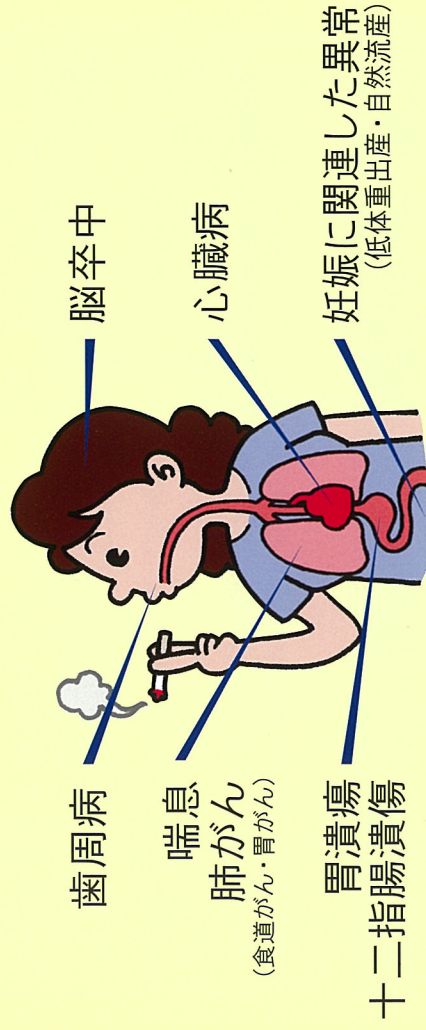


受動喫煙を防ごう！

受動喫煙とは自らの意志と関係なく環境中のタバコの煙を吸い込んでしまうことをいいます。施設空間は空気ですなっています。受動喫煙防止対策がとられていない施設では、大人・子ども・妊婦・胎児・性別・年齢に関係なく全ての利用者に影響を及ぼします。

タバコによる主な健康影響について



お問い合わせ

沖縄県 福祉保健部 健康増進課 TEL: 098-866-2209

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2	mail: aa030320@pref.okinawa.lg.jp	
北部福祉保健所	〒905-0017 名護市大中2-13-1	0980-52-5219
中部福祉保健所	〒904-2155 沖縄市美原1-6-28	098-938-9701
南部福祉保健所	〒901-1104 南風原町字宮平212	098-889-6591
宮古福祉保健所	〒906-0007 宮古島市平良東仲宗根476	0980-73-5074
八重山福祉保健所	〒907-0002 石垣市真栄里438	0980-82-3240

受動喫煙防止が義務づけられています



健康増進法 第25条 (受動喫煙の防止)

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

詳しくは、

厚生労働省 たばこ

検索

沖縄県禁煙施設認定推進制度

健康増進法第25条に基づき、県内で受動喫煙防止対策に取り組んでいる施設を応援する制度です。

申請から認定までの流れ

- ① 保健所への申請書の提出
- ② 保健所職員による施設調査及び審査
- ③ 保健所による認定証(ステッカー)の交付

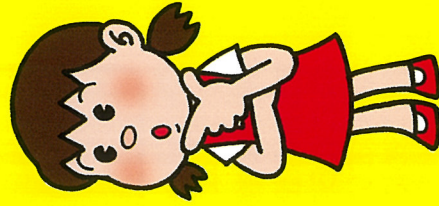
認定されると

認定証を掲示することにより、来所者・来店者にこの施設が積極的に健康づくりに取り組んでいることをPRできます。

沖縄県ホームページで認定施設名等を公表し、多くの人に情報提供します。

沖縄県 禁煙施設

検索



認定要件についてチェックしてみよう!



区分	認定要件
 敷地内すべてが禁煙で、タバコの吸殻も落ちていない	☐ 敷地内が禁煙であることを日常的に使用する全ての出入口に標示している。 ☐ 敷地内に灰皿を設置していない。 ☐ 敷地内にタバコの吸殻が落ちていない。
 施設内が禁煙で、屋外に適切な喫煙可能区域がある	☐ 施設内が禁煙であることを日常的に使用する全ての出入口に標示している。 ☐ 施設内に灰皿を設置していない。 ☐ 施設外に喫煙可能区域を設置している場合は、喫煙可能区域から施設内へ煙や臭いが流れないようにしている。
共通	☐ 原則としてタバコの販売は行わないものとする。 ただし、やむをえない事由により敷地内又は施設内でタバコ販売所もしくは自動販売機を設置している場合、当該敷地内又は施設内が禁煙であることをタバコ購入者が見えやすいところに掲示し、注意を促すことを条件とする。

認定を受けられるか
チェックしてみよう!

